

下水道事業の財政について

上下水道局

下水道事業は、地方公営企業

水道事業、下水道事業は、地方公営企業法による地方公営企業であり、同法において、事業ごとに特別会計(※普通地方公共団体が、特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理)を設けて行うものとされています。

また、同法において、地方公営企業の給付に対する料金は公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされています。

地方公営企業の経営

地方財政法において、地方公営企業の経費は、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならないとされています。



「独立採算制の原則」が適用されます。

地方公営企業の予算

地方公営企業の予算は、毎年度における業務の予定量、これに関する予定収入及び予定支出を定めるものとされており、予定収入及び予定支出は、**収益的**収入及び支出と**資本的**収入及び支出に大別されます。

収益的収支（経営活動によって生じる収入と支出）

主たる収入は、下水道使用料で、支出は、処理場の電気代や管理委託料などの施設管理費、修繕費用、浄化槽管理費、職員人件費、減価償却費、支払利息、流域下水道維持管理費負担金(アクアパル千曲・クリーンピア千曲の維持管理費)などです。

資本的収支（建設工事など資産の増減に関する収入と支出）

主たる収入は、企業債(借入金)、国庫補助金で、支出は、管渠や処理場の新設・更新などの建設改良工事費や企業債償還金(借入金の返済元金)などです。

下水道事業の財政について

収益的収支と資本的収支の関係

単位：億円（数値はR 6 決算値）

【収益的収支】

収益 (収益的収入)	下水道使用料	71.2	費用 (収益的支出)	維持管理費	39.7
				支払利息	10.4
	一般会計繰入金	28.3		減価償却費	66.2
	長期前受金戻入	32.1			
	その他	3.4			
				当期純利益	18.8

【資本的収支】

収入 (資本的収入)	企業債	20.0	支出 (資本的支出)	建設改良費	43.5
	国庫補助金	11.6			
	一般会計繰入金	12.9		企業債償還金	64.0
	その他	0.6			
				不足額	62.5
				内部留保資金等 (※) 26.4 + 前年度 利益19.2 + 減価償却 費 (66.2 - 長期前受 金32.1) で補てんした	
				【補てん後の内部留保資 金等残額】 17.2	

減債積立金
(前年度利益)
19.2

※内部留保資金等
・前年度の内部留保資金等残額
・消費税資本的収支調整額

下水道事業の財政について

費用（収益的支出）の内容

単位：億円（数値はR 6 決算値）

【収益的収支】

収益（収益的収入）

下水道使用料

71.2

一般会計繰入金

28.3

長期前受金戻入

32.1

その他

3.4

費用（収益的支出）

維持管理費

維持管理費

39.7

支払利息 10.4

資本費

減価償却費

66.2

当期純利益

18.8

- 管渠費
管渠及びマンホールポンプの運転、点検、調査、修繕等に要する経費
- ポンプ場費
ポンプ場の運転、点検、調査、修繕等に要する経費
- 処理場費
処理場の運転、点検、調査、修繕等に要する経費
- 浄化槽費
浄化槽の管理、点検、調査、修繕等に要する経費
- その他
流域下水道の維持管理負担金、総務関係の職員人件費 等

- 減価償却費
建設改良により取得した資産の減価償却費

※減価償却費は現金の支出を伴わない費用。ただし、国庫補助金により取得した分は、収入に長期前受金戻入として計上することにより、減額されます。

下水道事業の財政について

経費回収率について

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。

【算出式】下水道使用料／汚水処理費（※）×100

※ 汚水処理費とは

維持管理費（人件費・修繕費・動力費・薬品費など）及び資本費（支払利息・減価償却費など）から雨水分の費用、公費負担分の費用（一般会計繰入金・長期前受金戻入など）を除いたもの

本市の経費回収率

（単位：％）

年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
経費回収率	115.8	116.6	115.0	115.0	115.0	110.0	107.7	103.6

（参考）汚水処理費

（単位：億円）

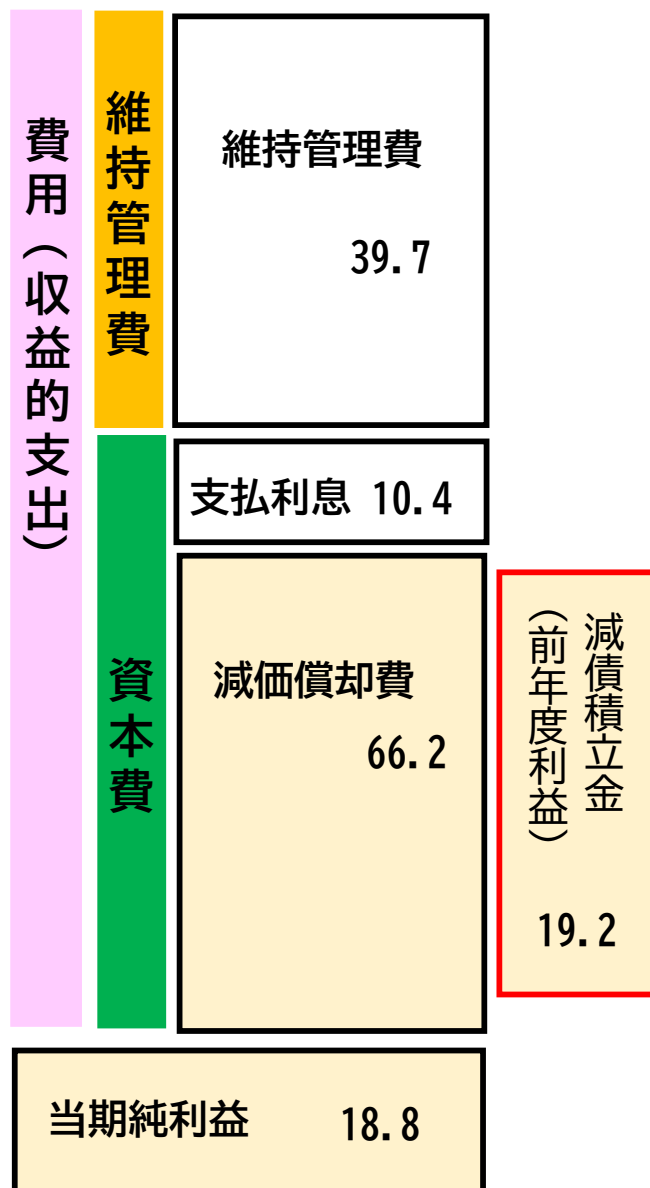
年 度	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
汚水処理費	63.5	63.0	62.8	62.6	62.9	65.3	66.1	68.8

下水道事業の財政について

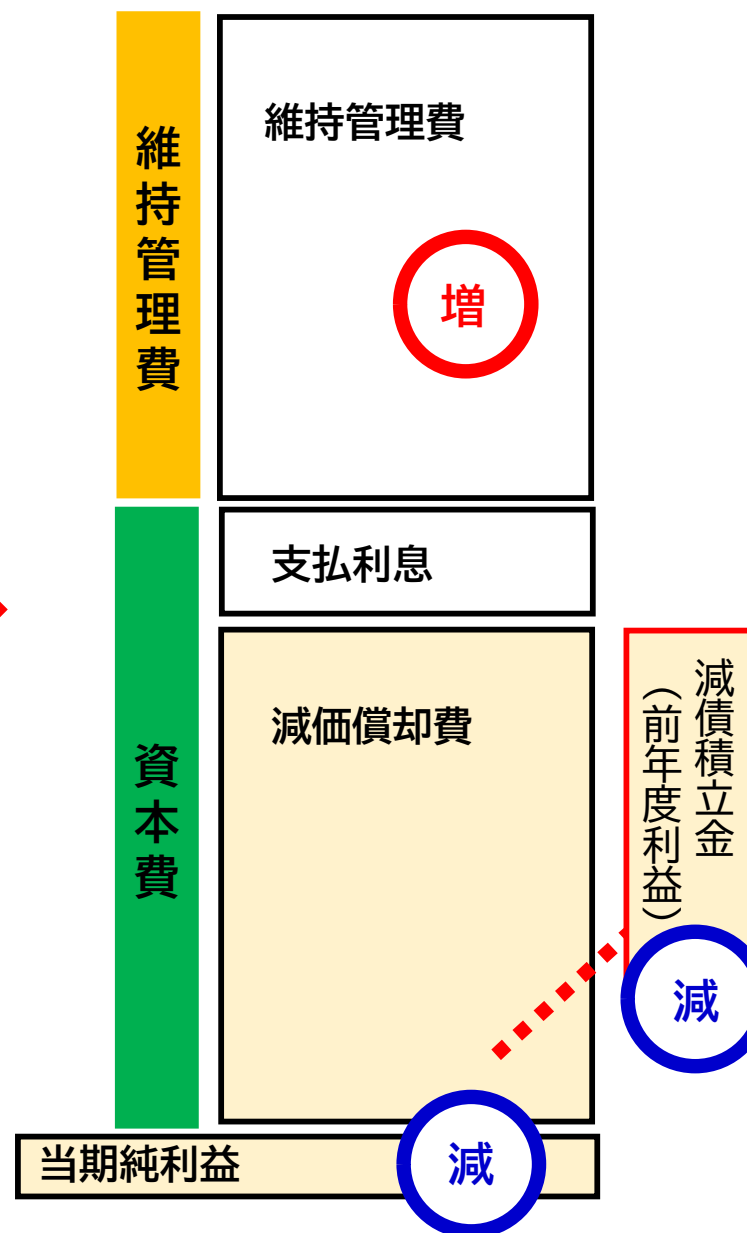
今後見込まれる傾向（収益的支出）

単位：億円（数値はR 6 決算値）

【収益的支出】



【収益的支出】



【資本的収入】



下水道事業の財政について

まとめ

- ①下水道管路施設の点検調査に関する国の基準等の改定に伴い、現行の点検調査計画を見直します。点検調査費用の増加が見込まれます。
- ②加えて、物価高騰や労務単価の上昇により、汚水処理に要する全体の費用の増加が見込まれます。
- ③下水道事業は地方公営企業であり、汚水処理に要する費用は下水道使用料等をもって充てなければなりません。
- ④経費削減に加え、今後も経営の効率化を図りながら、下水道事業を将来にわたり安定的に持続していくためには、今後策定する「長野市下水道ビジョン・経営戦略」の「投資・財政計画」において、経営活動によって生じる収益的収支や、施設整備計画に基づいた建設投資を行った場合の資本的収支を踏まえ、下水道使用料の改定を視野に入れた検討が必要と考えています。

《具体的には》

「投資・財政計画」を参考に、「下水道使用料算定の基本的考え方」（日本下水道協会発行）に示されている指標となる「経費回収率」の考え方や、今後の建設投資による補てん後の「内部留保資金等残額」の動きを踏まえ、下水道事業の安定経営を実現するため、下水道使用料見直しの必要性を検討します。